

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 1 9 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年 1 1 月 2 7 日 (水曜日) 午後 3 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (1 4 名)

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	1 0 番 寺田 巧	1 1 番 羽賀 大透

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	4 番 西山 讓
5 番 細川 秀信	7 番 浦田 久永	

4. 欠席者 (4 名)

6 番 小川 節美	9 番 小島 久司	3 番 川島 照久
6 番 山本 大		

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請審査について

○議 長 (会長あいさつ)

これより第819回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、4番山本欣史委員、7番澤田誠規委員にお願いします。

なお、6番小川節美委員、9番小島久司委員、3番川島照久委員、6番山本 大委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第1号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

受付番号24番、所在地平田町黒川、位置図は2ページになります。主要地方道土佐清水宿毛線、三原方面に進み右折し上駄馬地区に入った左側の土地になります。

転用目的は、営農型太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できることから、使用貸借権を設定し申請地に3年間の一時転用として営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。なお、太陽光パネルの下部では、榊（さかき）、柘（しきみ）を耕作予定です。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。

営農型太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は636.00㎡のうちの0.28㎡。資金計画といたしましては、太陽光パネル設置費900万円、撤去費用100万円、借入金1,000万円です。

農地区分につきましては、第1種農地と判断されるが、3年間の一時転用の申請のことより転用し支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長 続きまして、受付番号24番について、黒川地区担当の西山委員より説明をお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに24番朗読】

西山委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の1件については、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。
番号17番。申請場所、所在地長田町。登記地目田。地図の方は4ページになります。場所は、長田町の黒萩鉄工所の前の土地で昭和50年に一般住宅を建築し現在に至る。

続きまして番号18番。申請場所、所在地橋上町楠山。登記地目畑と田2筆。地図の方は5ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を楠山方面に進み楠山方面からさらに奥に入った土地で約20年以上前から耕作放棄し山林と原野になり現在に至る。

続きまして番号19番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目田2筆。地図の方は6ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進

み左折し向山橋を渡り奥に入った土地で約15年以上前から耕作放棄し原野となり現在に至る。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号17番について、街地区担当の田村委員から説明をお願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに17番について朗読】

田村委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号18番について、橋上地区担当の濱田委員から説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに18番について朗読】

濱田委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号19番について、芳奈地区担当の澤田委員から説明をお願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに19番について朗読】

澤田委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

非農地証明3件につきましては、審議の結果問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明 3 件は、証明することに決しました。

○議 長 続きまして、宿毛市の下限面積の設定について議題といたします。
宿毛市の下限面積については、先の農地法改正時において「30 a、ただし、沖の島地区については 10 a」と設定しております。
この下限面積の設定については、毎年、委員会総会にて協議する必要がありますので協議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局員 (下限面積の設定について)

それでは、委員の皆さんに協議をしていただきたい件について、事務局から説明いたします。配布いたしました資料 1 をご覧ください。

これは毎年のことになりますが、農地の下限面積についてです。下限面積は農地法第 3 条第 2 項第 5 号で決められており、簡単に申し上げると、農地を取得する場合には、北海道は 2ha、都府県では 50 a の面積を持っている方じゃないといけませんよ、というものです。さらにこの法律の中では農業委員会が農林水産省令の基準に従ってであれば 50 a ではなく「別段の面積」を決められる、ということになっていまして、当市ではそれに基づいて沖の島が 10 a、それ以外は 30 a というように決めているところです。前置きが長くなりましたが、農林水産省から、この「別段の面積」については毎年検討し公表することとされているため、特に変更がないと思われる場合であっても、年に 1 回協議をお願いしております。現状のままでよいということであっても、現状のままでよいということを一旦ここで決定していただければと思います。なお、近隣市町村は全て 30 a となっておりますので申し添えます。ご協議をよろしく願いいたします。

○議 長 事務局から説明がありましたが、下限面積の設定についてご意見ありませんか。

(審議中)

○議 長 それでは採決をいたします。
宿毛市の下限面積については、別段の面積の基準 農地法施行規則第 20 条に基づき協議した結果、別段の面積として「30 a、ただし、沖の島地

区については 10 a」と設定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、宿毛市の下限面積については「30 a、ただし、沖の島地区については 10 a と設定することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局員 続きまして、事務局から 8 点報告いたします。

(農業委員及び農地利用最適化推進委員の綱紀の保持について)

配布資料 2 をご覧ください。このことにつきまして、高知県農業会議より 11 月 8 日付けで通知がありましたので報告します。内容は、本年 10 月奈良県下及び大分県下の農業委員会会長等について収賄の疑いにより、それぞれ逮捕された旨の報道があったところです。

この事態を踏まえ、別添のとおり農林水産省経営局長から令和元年 10 月 30 日付けで農業委員等の綱紀粛正について通知がありました。

去る 10 月にも、昨年度大阪府内の農業委員等が視察の際の昼食時に飲酒をしていたことが報道されたところです。

つきましては、農業委員会は、法令を遵守し、適正にその職務を遂行することが必要不可欠であり、また、農地の利用関係の調整等の業務を行うためには、住民からの信頼を得ることが重要であります。

以上のことから、今後、不祥事が生じないよう周知・徹底を図るようにとの通知がありましたのでよろしく願いいたします。

(農業委員会組織による「令和元年台風 19 号等災害義援金」の募集について)

続きまして、資料 3 をご覧下さい。委員の皆さまも報道等でご承知のとおり去る 10 月 12 日に上陸した台風 19 号のため、多数の死傷者が出るとともに家屋をはじめ農地・農業用施設などにも多大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。また、その前後においても台風 15 号や 17 号、10 月 24 日～26 日にかけての低気圧による大雨等の大規模な災害が立て続けに発生したことにより、復旧作業が思うように進まないなかで、被災農業者は心身に極度の疲労状態にあります。

このような状況に対し、農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日でも早い復興を支援するため、全国農業

会議所等が作成しました別添の「令和元年台風 19 号等災害支援金」募集要項のとおり義援金の募金活動を実施することとなりました。つきましては、趣旨をご理解いただき、義援金募集について取り組みにご協力をよろしくお願いいたします。

なお、趣旨にご賛同いただける方は、事務局で取りまとめのうえ送金することとします。(1口 1,000 円にて実施)

(農業祭での農業者年金相談コーナー開設について)

農業祭での農業者年金相談コーナー開設についてご説明いたします。議案に同封しております資料 4 をご覧ください。

農業者年金の加入推進の取り組みとしてご案内のとおり、例年開催されております農業祭へ今年も農地・農業者年金相談コーナーを開設いたします。日時は次の日曜日(1日 9:00~16:00)。当日は、相談コーナーを宿毛支所の 3 階へ開設し、事務局、農業者年金加入推進部長である田村委員を中心に、農地や農業者年金の相談対応にあたります。

なお、広報すくも 11 月号に農業者年金加入についてのお知らせとあわせて相談コーナー開設する内容を掲載しております。

昨年度は、目標を上回る 3 名の新規加入につなげることができました。

配布資料にもありますように、農業者年金の制度の周知とともに節税効果を前面に押し出し、今年度 2 名の新規加入を目指しておりますので、つきましては、委員の皆さまからも、若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

(中国四国ブロック農業委員会女性農業委員研修会参加報告)

次に、先週 21、22 日の 2 日間広島市で開催されました、中国四国ブロック農業委員会女性農業委員会研修会について。高知県からは委員と各事務局職員のあわせて 30 名が参加、宿毛市からは田村委員が参加しておりますので、研修会の参加報告をお願いいたします。

(田村委員より研修会参加報告)

なお、文中にあります放棄地対策としての野菜パパイアの栽培については、後日視察時の様子等、詳細を確認したうえで次回総会以降改めて田村委員から報告をいただきたいと思います。

(研修視察について)

続きまして、いよいよ明日に迫りました研修視察について。このことにつきましては、10 月の総会時に、実施時期と視察場所についてご提案をい

ただき、その後事務局で検討した結果、既にご案内のとおり、明日 28 日（木）に大川村、土佐町及び高知市への視察を行います。

改めて内容の確認を行います。

視察先は 3 か所、はじめに大川村役場へ移動します。当初は、村内にあります土佐はちきん地鶏の生産・加工を行う「(株) むらびと本舗 はちきん地鶏生産センター」へお伺いする予定でしたが、防疫管理の面から施設内への立ち入りは不可能になりましたので、場所を大川村役場へ変更し、担当者の方から高知県が開発した地鶏生産と地域経済の活性化を支える養鶏業について、説明を受ける予定です。

なお、大川村役場での説明終了後に、施設の近くまで移動しバスの車内から施設（外観にはなりますが）を見て、土佐町へ移動予定です。

土佐町では、「道の駅 土佐さめうら」にて昼食・休憩。昼食・休憩後は最後の視察地に、今年 4 月に営業開始した「JA ファーマーズマーケットとさのさと」と 9 月に同じ敷地内にオープンしました「アグリコレット」を見学する予定です。いずれも自由行動です。

こちらは、これまであった直販所を移転・拡大し高知県全体の職と地域、自然を伝える拠点となる複合施設で、連日多くの買い物客でにぎわっています。店内には約 1300 店の加工品が並び、今、最も注目される場所になります。

日程などをご確認いただき、委員の皆さまにはご多忙のこととは思いますが、ご参加くださいますようお願いいたします。

ここで、最終の出欠確認を事前に行います。都合により欠席される方は事務局までお知らせください。

明日の出発時刻は、市役所正面玄関を午前 7 時、スワロー会館前を 7 時 15 分、JA 高知県宿毛東出張所前を 7 時 20 分の予定です。参加される方はそれぞれの集合時間を今一度ご確認ください。適宜休憩をはさみながら移動したいと思います。それでは明日よろしく願いいたします。

（人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について）

続きまして人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施についてです。このことにつきましては、7 月総会でスケジュールや内容を説明し先月からアンケートの実施をスタートいたしました。

調査の進め方とあわせてアンケート用紙と一緒に配布し、既に調査票を提出いただいたところもあります。

アンケート調査は今後も引き続き行っていただき、記入後のアンケート

用紙は、お手数ですが事務局まで提出をお願いいたします。

(活動記録簿の提出について)

当初、今回の総会開催時に提出を予定しておりました活動記録簿については、明日視察実施に伴い来月へひと月ずらして今年最後の総会開催時に点検・確認を行いますので、お忘れのないよう提出をお願いいたします。

○事務局長 (次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程をお知らせします。総会は12月20日(金)午後1時30分からの開会です。提出議案は先週20日(水)に既に締め切り、議案送付日は13日(金)の予定です。事務局からは以上です。

○議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて議了いたしました。これで第819回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後4時30分閉会

令和元年11月27日

会　長

農業委員

農業委員